

# 小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第5回会議資料



日時 平成20年8月21日(木)午後1時30分から

場所 小林市中央公民館大ホール

## 第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

### 1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

### 3 議 事

#### ① 報告事項

報告第14号 第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について… 3

#### ② 協議事項

協議第33号 合併の期日について…………… 5

協議第34号 財産及び債務の取扱いについて…………… 15

協議第35号 条例、規則等の取扱いについて…………… 17

協議第36号 一部事務組合等の取扱いについて…………… 19

協議第37号 総務関係について…………… 21

協議第38号 広報広聴関係について…………… 23

協議第39号 その他関係（交通安全）について…………… 25

#### ③ 確認事項…………… 27

1. 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
2. 第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会開催について
3. 第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について
4. 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について
5. 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

4 その他

5 閉 会

## 報告第14号

### 第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成20年8月21日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

#### 第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過内容（会議名）	場所	備考（協議内容等）
平成20年 7月31日	第4回議会議員・農業 委員会の委員の定数及び 任期等取扱い小委員会	小林市須木総合ふるさと センター1階研修室	議会議員・農業委員会 の委員の定数及び任 期等の取扱い
7月31日	第5回新市基本計画・ 地域自治区等設置検討 小委員会	小林市須木総合ふるさと センター2階会議室	地域自治区等設置 新市基本計画
7月31日	第4回小林市・高原町・ 野尻町合併協議会	小林市須木総合ふるさと センターホール	報告1件、協議3件確 認、1件一部修正確 認・継続協議
8月1日	第4回行政・人事分科会	小林市役所第1委員会室	現況調書調整方針
8月4日	第2回産業建設部会	野尻町役場2階大会議室	合併の期日等
8月5日	第7回財政分科会	小林市役所2階会議室	財政シミュレーショ ン、新市基本計画（第 9章）素案検討
8月5日	第4回消防・防災分科会 （消防団長同席）	小林市役所第1委員会室	現況調書調整方針
8月6日	第3回総務部会	高原町ほほえみ館会議室	現況調書調整方針
8月6日	第15回電算分科会	小林市役所情報政策室	個別システムの状況 及びイントラネット・ ホームページの整理
8月8日	第6回新市基本計画・ 地域自治区等設置検討 小委員会	小林市役所4階大会議室	地域自治区等設置、 新市基本計画（第4章 ～第8章）
8月8日	第6回企画分科会	小林市役所4階大会議室	現況調書調整方針
8月10日	第8回財政分科会	小林市役所2階会議室	財政シミュレーショ ン、新市基本計画（第 9章）素案検討
8月11日	第2回文教部会 （教育長説明会）	高原町中央公民館	現況調書調整方針
8月11日	第10回福祉分科会	小林市役所福祉事務所 会議室	現況調書調整方針
8月12日	第5回首長会・幹事会合 同会議	小林市役所4階大会議室	第5回協議会資料
8月13日	第5回企画財政部会	小林市役所4階大会議室	現況調書調整方針、新 市基本計画（第9章） 素案検討
8月18日	第6回幹事会	小林市役所4階大会議室	第6回協議会資料
8月18日	第6回首長会	小林市役所4階大会議室	第6回協議会資料
8月19日	第5回厚生部会	小林市NTTビル1階 会議室	現況調書調整方針

協議第33号

合併の期日について

合併の期日は、平成22年3月23日（火）とする。

平成20年 8月21日提出

平成20年 8月21日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 【協議事項説明資料】

### ●合併の期日に関する基本的な考え方

1. 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限は平成22年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合、同法に基づく財政支援措置等(地方交付税の算定の特例・地方債の特例等)は受けられないことになります。
2. 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、都道府県知事より総務大臣への届出、総務大臣による告示など、さまざまな手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分考慮して合併の期日を定める必要があります。
3. 合併の期日の決定にあたっては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断すべきです。
4. 合併新法期限(平成22年3月31日)間際の合併は、年度末と重なり事務が煩雑となり、さまざまな混乱を来すことが予想されることから、これを避けることが適切です。
5. 事務所の移転や電算システム切り替えにおけるトラブルを防ぐため、合併期日は土日等の休日明けが望ましいと考えられます。
6. 先進事例を見る限り必ずしも特定期日に限られるものではなく、各市町村のそれぞれの事情により期日が定められています。

## ●平成22年3月23日（火）を合併期日とする理由

### 1. 市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）の期限

第1回協議会確認事項である「合併の期日」は、具体的な合併期日を決定する必要があり、合併新法期限内（平成22年3月31日まで）の合併が大前提となります。

○ 合併新法期限内の合併には、さまざまな支援措置があります。

#### (1) 主な国の支援措置

①合併推進債による措置(充当率90%、交付税算入率・元利償還金の40%)

・合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

②合併前後の臨時的経費に対する財政措置

・普通交付税による措置(合併算定替・平成21年度合併は5年、合併補正等)

・特別交付税による措置(合併準備経費、合併移行経費、公債費負担格差是正等)

#### (2) 主な県の支援措置

・市町村合併支援交付金

### 2. 住民サービス等との関係

#### (1) 住民サービスへの影響

安定した住民サービスの提供を確保するためには、円滑な事務事業の移行が求められ、間違いが許されない自治体としては、1日でも長い準備期間が必要です。

#### (2) 事務事業の引継ぎ

合併により行政の組織・機構が再編され、それに伴って事務用品の移転が発生します。合併時に、職員がスムーズな住民サービスを行うためには、休日に移転作業を終え、人事異動に伴う事務の引き継ぎを行う必要があります。

#### (3) 電算システム等の設置、点検

現在、電算システムは、自治体業務の基幹的役割を担っており、新市発足と同時に安全かつ確実に稼動することが肝要です。住民サービスに支障をきたさないためには、合併前の平常業務終了後に電算機器の設置、システムの点検まで確実に終了しておかなければなりません。

そのため、休日を利用して合併日に向けた準備をすべて終了させ、住民への諸証明書の発行業務などのトラブル防止に備えることが必要です。また万一、合併日に電算システムのトラブルが発生した場合、速やかな復旧が必要となります。

### 3. 事務事業・公的行事等との関係

旧市町における平成21年度の事務事業、各種の公的行事が、概ね終了することが可能であると考えられます。

### 4. 市長・議会議員・農業委員会の委員の選挙・議会等との関係

小林市農業委員会委員の選挙委員の任期満了が平成22年3月19日のため、合併前に選挙を執行します。2町の農業委員会の選挙委員は、在任特例を適用する場合、通算4年8か月の在任期間となります。選任委員（議会推薦委員・各種団体推薦委員）の選任等についても配慮し、業務が停滞しないよう留意する必要があります。

2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合は、合併期日から50日以内に増員選挙を行うこととなります。なお、市長は平成22年4月23日で任期満了のため、市長選挙と議会議員増員選挙の告示日、投票日を日程調整する等、効率的な選挙執行により、選挙経費を節減することが望まれます。



## 合併の期日に関する比較検討表

### ●平成22年3月23日（火）

メリット	①合併への住民の合意形成・周知、準備期間をより長くとることができる。
	②年度末ぎりぎり避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
	③3連休明けであるため、休日中に電算システム等移行しやすい。また合併に伴う事務所移転作業にも都合がよい。
	④旧市町での平成21年度の事務事業、公的行事が概ね終了している。
	⑤3月定例議会が閉会していることが想定されるため、4月中旬に予定される市長の任期満了選挙と、2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合の増員選挙の日程調整がしやすい。
デメリット	①月の途中で新市移行となるため、月を単位とする事務事業において、事務量の増加が見込まれる。
	②2町における学校業務において入学式等の案内通知や学校の名称（〇〇市立）の変更について、変更期間や周知期間がほとんどないため、学校関係者及び児童生徒が混乱しないよう、十分留意する必要がある。

### ●平成22年1月1日（金）

メリット	①年末年始期間であり、移転作業や電算システムの移行等に都合がよい。
	②閉庁日のため事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。
デメリット	①合併期日が合併新法の適用期限より3ヶ月早まるため、電算システム統合等の合併準備期間、住民の合意形成・周知期間が十分確保できない。
	②平成21年度の事業・予算の執行期間が短いため、留意する必要がある。

### ●平成22年2月12日（金）

メリット	①年度末ぎりぎり避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
	②前日が閉庁日のため、事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。また、翌日が閉庁日のため、窓口業務における電算システムのトラブル対応やシステムの復旧に速やかに対応できる。
	③前日（11日）が祝日であるため、住民の合意形成・周知期間が十分に確保できる。
デメリット	①住民税の確定申告直前であり、申告事務への影響が予想される。
	②2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合、増員選挙が年度末に実施されることが想定される。また、市長の任期満了選挙が4月中旬に予定されているため、選挙が相次ぎ業務が煩雑化する可能性がある。

●平成22年3月1日（月）

メリット	①年度末ぎりぎり避けることで、窓口業務の混乱を少なくできる。
	②月初めのため、契約、職員給与等の日割計算が発生しない。
	③前日が閉庁日のため事務の引継ぎがしやすく、窓口業務における電算システムのトラブルに備え、開庁日に合わせてスムーズに移行できる。
	④合併に伴う人事異動から平成22年度のスタートまで1か月間を確保できるため、事務執行における混乱を一定程度緩和できる。
	⑤旧市町での平成21年度の事務事業、公的行事が概ね終了している。
デメリット	①住民税の確定申告期間中であり、申告事務への影響が予想される。
	②2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合、増員選挙が年度初めに実施されることが想定される。また、市長の任期満了選挙が4月中旬に予定されているため、業務が煩雑化する可能性がある。

●平成22年3月31日（水）

メリット	①合併への住民の合意形成・周知、準備期間をより長くとることができる。
	②旧市町での平成21年度の事業・予算の執行期間を最大限活用できる。
デメリット	①年度末で住民の転入・転出が最も多い時期のため、窓口業務が大変混乱する恐れがある。
	②前日が開庁日のため、合併に伴う移転作業、電算システムの移行、合併当初の窓口業務のトラブルへの対応などの時間がとりにくい。
	③打切り決算となるため、出納整理期間がない中で1年分の支払事務や決算事務が必要となるなど事務量が増える。また国・県支出金の受入が集中するなど収入支払件数も多く、暫定予算編成など細かな注意が必要。

■新市発足のために必要な準備作業項目

- ① 新市移行に伴う事務手続きの変更等の住民への情報提供、周知徹底
- ② 協議・調整内容に即した小林市の条例・規則等の制定、改正等
- ③ 電算システム統合（システム開発、データ移行、仮稼働、研修、リハーサル）
- ④ 旧市町の決算準備、新市暫定予算、新年度当初予算の調製
- ⑤ 新市の事務機構・組織の整備、名称の統一
- ⑥ 新市の職名の統一及び人事配置
- ⑦ 一部事務組合等の脱退及び加盟、解散手続き
- ⑧ 各公共施設等の案内看板等の変更作業
- ⑨ 庁舎レイアウト変更及び改装

## ●合併までの法的手続き

合併に関する手順	合併目標期日 平成22年3月23日
<div style="text-align: center;"> <p>小林市・高原町・野尻町合併協議会設立</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定項目の協議・確認</li> <li>・新市基本計画の策定</li> </ul> <p>3市町での合併の是非判断</p> <p>↓</p> <p><b>合併協定書調印式</b></p> <p>↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">小林市議会 議決</div> <div style="text-align: center;">高原町議会 議決</div> <div style="text-align: center;">野尻町議会 議決</div> </div> <p>[廃置分合、財産処分、議員定数・任期等の関連議案議決]</p> <p>合併申請書</p> <p>合併期日、合併方式、新市の名称、新市の事務所の位置 議会議決書・議事録、財産処分協議書、議會議員定数・ 任期に関する協議書、農業委員会委員任期に関する協議 書、合併協定書・新市基本計画書、関係市町の状況表等</p> <p>↓</p> <p><b>県知事へ廃置分合申請</b></p> <p>↓</p> <p>県議会議決</p> <p>↓</p> <p>総務省へ届出</p> <p>↓</p> <p><b>総務大臣告示</b> = 合併の効力発生</p> <p>↓</p> <p>12月定例議会または臨時議会（小林市） 小林市が高原町・野尻町から引き継ぐ経費予算の補正 小林市の条例改正・制定議決（施行は合併期日）</p> <p>↓</p> <p>3月定例議会（小林市） 平成22年度経常経費・継続事業（骨格）予算議決</p> <p>↓</p> <p><b>新市の発足</b> 市長：条例・規則の施行、新市予算の執行</p> <p>↓</p> <p>市長選挙（任期満了）・（市議会議員増員選挙）執行</p> <p>↓</p> <p>臨時議会（新市） 副市長・監査委員等選任同意、地域自治区長選任報告 平成22年度政策的新規事業（肉付け）予算議決</p> </div>	<p>平成20年4月～ 平成20年10月</p> <p>平成20年11月上旬～ 11月中旬</p> <p>平成20年11月28日 予定</p> <p>平成20年12月予定 合併協議期間9か月</p> <p>新市発足準備開始</p> <p>平成21年1月上旬予定</p> <p>平成22年3月23日予定 合併準備期間15か月</p> <p>※議員定数特例適用の場合</p>

●全国の合併事例における法的手続・準備期間の状況 【最近の編入合併の事例】

	岡山県 岡山市 (1市2町)	埼玉県 熊谷市 (1市1町)	神奈川県 相模原市 (1市2町)	栃木県 宇都宮市 (1市2町)	宮崎県 延岡市 (1市1町)
①法定協議会設置	H17. 12. 21	H18. 4. 1	H17. 4. 1 H18. 4. 12	H18. 7. 25	H18. 8. 1
②合併協定書調印	H18. 5. 21	H18. 7. 13	H18. 1. 26 H18. 6. 7	H18. 10. 20	H18. 11. 13
③廃置分合議決	H18. 6. 26	H18. 7. 24	H18. 3. 8 H18. 6. 30	H18. 10. 30	H18. 10. 30
④廃置分合申請	H18. 6. 29	H18. 7. 27	H18. 3. 17 H18. 7. 10	H18. 11. 1	H18. 11. 13
⑤都道府県議会議決	H18. 9. 29	H18. 10. 12	H18. 7. 11 H18. 10. 6	H18. 12. 18	H18. 12. 14
⑥総務省告示	H18. 10. 24	H18. 11. 10	H18. 8. 7 H18. 11. 2	H18. 1. 19	H19. 1. 19
⑦合併期日	H19. 1. 22	H19. 2. 13	H19. 3. 11	H19. 3. 31	H19. 3. 31
法定協議会設置から廃置分合議決までの月数(①~③)	6か月	3か月	11か月 3か月	3か月	3か月
廃置分合議決から合併までの月数(③~⑦)	7か月	7か月	12か月 8か月	5か月	5か月
法定協議会設置から合併までの月数(①~⑦)	13か月	10か月	23か月 11か月	8か月	8か月

※神奈川県相模原市は、城山町、藤野町とそれぞれ合併協議会を設置し、合併期日は同日となっている。

	佐賀県 佐賀市 (1市3町)	愛知県 豊川市 (1市2町)	静岡県 島田市 (1市1町)	福島県 福島市 (1市1町)	当合併 協議会 (1市2町)
①法定協議会設置	H18. 9. 29	H19. 6. 9	H18. 12. 15	H19. 1. 1	H20. 4. 1
②合併協定書調印	H18. 12. 20	H19. 8. 6	H19. 8. 7	H19. 6. 5	H20. 11. 28 予定
③廃置分合議決	H18. 11. 14	H19. 8. 16	H19. 9. 28	H19. 6. 8	H20. 12月 予定
④廃置分合申請	H18. 12. 26	H19. 8. 16	H19. 10. 17	H19. 8. 8	
⑤都道府県議会議決	H19. 3. 6	H19. 10. 12	H19. 12. 20	H19. 10. 11	
⑥総務省告示	H19. 4. 2	H19. 11. 9	H20. 1. 30	H19. 11. 9	
⑦合併期日	H19. 10. 1	H20. 1. 15	H20. 4. 1	H20. 7. 1	H22. 3. 23 予定
法定協議会設置から廃置分合議決までの月数(①~③)	1か月半	2か月	9か月半	5か月	9か月
廃置分合議決から合併までの月数(③~⑦)	11か月半	5か月	6か月	13か月	15か月
法定協議会設置から合併までの月数(①~⑦)	13か月	7か月	15か月半	18か月	24か月

●合併事例が多い合併期日の状況（平成11年4月～平成18年4月）

合併期日	件数	比率
10月1日	72件	17.6%
4月1日	70件	17.1%
1月1日	65件	15.9%
3月1日	41件	10.0%
11月1日	30件	7.3%
3月31日	30件	7.3%
3月20日	25件	6.1%
3月22日	25件	6.1%
3月27日	19件	4.6%
2月1日	17件	4.1%
3月28日	16件	3.9%
合計	410件	100.0%

平成22年(2010年)1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日～3日・年始閉庁日、11日・成人式

平成22年(2010年)2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日・建国記念の日

平成22年(2010年)3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日・春分の日、22日振替休日

## 【参考法令等（条文等抜粋）】

### 地方自治法

（市町村の廃置分合及び境界変更）

- 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
  - 4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。
  - 5 第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
  - 6 第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
  - 7 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項若しくは第4項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
  - 8 第1項、第3項又は第4項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### 地方自治法施行令

（廃置分合の場合の事務の承継並びに消滅団体の収支決算）

- 第5条 普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する（略）。
- 2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以ってこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。
  - 3 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。
  - 4 第2項の規定による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を住民に公表しなければならない。

## 市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）の概要

### （１）合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以下）設置できる制度を創設する。

- 区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。
- 課税権、起債権はなし。
- 住所の表示にはその名称を冠する。

※法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

### （２）市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

①合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併特例法の特例措置は基本的に存置。

②合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年（+激変緩和5年）を段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮。

※人口3万人以上を有すれば、市となることができる3万市特例については存置。

### （３）市町村合併推進のための方策

①総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定

②都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定

③都道府県知事は、構想に基づき、

- 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。
- 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が6分の1以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。
- 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

※この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

協議第34号

財産及び債務の取扱いについて

合併協定項目第5号「財産及び債務の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月21日提案

平成20年 8月21日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



協定項目	第5号「財産及び債務の取扱い」
------	-----------------

1. 財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
2. 共通する基金は、整理・統合を図るものとする。

協議第35号

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目第13号「条例、規則等の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月21日提案

平成20年 8月21日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第13号「条例、規則等の取扱い」
------	------------------

1. 条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。

協議第36号

一部事務組合等の取扱いについて

合併協定項目第15号「一部事務組合等の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月21日提案

平成20年 8月21日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第15号「一部事務組合等の取扱い」

1. 西諸広域行政事務組合については、小林市（新市）及びえびの市による一部事務組合とする方向で調整する。
2. 小林野尻高原衛生事業事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。
3. 霧島美化センター事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。
4. 宮崎縣市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、高原町、野尻町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。宮崎縣市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、高原・野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。
5. 宮崎県後期高齢者医療広域連合については、高原町、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。
6. 高原町及び野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。

## 協議第37号

### 総務関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(1) 総務関係」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月21日提案

平成20年 8月21日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(1) 総務関係」
------	-------------------------------

1. 情報公開について

(1) 情報公開

情報公開条例については、小林市の条例を適用する。

(2) 個人情報保護

個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。

2. 表彰制度について

表彰制度については、小林市の制度等に統一する。名誉（榮譽）町民については現行のまま引き継ぐ。

協議第38号

広報広聴関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(3) 広報広聴関係」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月21日提案

平成20年 8月21日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(3) 広報広聴関係」
------	---------------------------------

## 1. 広報関係について

### (1) 広報紙

広報紙の配布方法については、小林市の制度に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。

### (2) 市勢・町勢要覧、便利帳

市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度に統一する。

協議第39号

その他関係（交通安全）について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(19) その他関係（交通安全）」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 8月21日提案

平成20年 8月21日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(19) その他関係 (交通安全)」
------	--

1. 交通指導員については、現状の実人員32名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。
--

## 確認事項

1. 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

日 時：平成20年8月28日（木） 午前9時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

2. 第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年8月28日（木） 午前9時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

3. 第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

日 時：平成20年8月28日（木） 午後1時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

4. 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について

日 時：平成20年9月18日（木） 午後6時～

場 所：小林市役所4階大会議室

5. 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成20年9月25日（木） 午後1時30分～

場 所：野尻町農村環境改善センターホール